学校いじめ防止基本方針

大阪府立とりかい高等支援学校
令和７年４月１日

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

それぞれの生徒が多様な発達課題を持つ高等支援学校において、生徒たちが形成する社会集団は、未熟で不安定なものであることはいうまでもない。また、障がい特性の多様性はもとより、生育暦の違いや社会経験、ソーシャルスキルの違いなど、種々の不安定要素が複雑に作用し合い、様々な人間関係上のトラブルが生起することも容易に予想される。

このような生徒集団において、いじめはどの生徒にも起こりうる事象であり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという認識から始めなければならない。

そしてその認識に立った上で、「いじめは絶対に許される行為ではない」という毅然とした態度で、全生徒の個人の尊厳を守り、全教職員が未然防止の観点を持ち、様々な指導や支援を講じながら、いじめ防止に取り組んでいくことが重要である。

いじめ防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる人間関係を築くことができ、安全に安心して過ごすことのできる「場」としての集団づくり、授業づくり、学校づくりを行っていくことである。

そのためには、障がいやその他の二次的な要因（幼少期からの子ども集団の中でのネガティブな体験や複雑な家庭環境、生育暦など）によって自己肯定感の低い生徒や、愛着形成が不安定な生徒たちに、集団帰属意識を与え、自ら集団の一員として規律を守り、集団の中で自己を生かしていこうとする態度を芽生えさせていくことが大切である。そして他者との触れ合いの中で、互いに尊重しあえる態度や互いを認め合える人間関係の創出、学校や社会への愛着形成を行っていくことが重要である。

本校は、あらゆる教育活動の場面において、これらの実現に全力を注ぎ、徹して一人を大切にする教育を実践していくなかで、いじめをはじめとする人権侵害のない学校づくりをめざしていくものとする。

２　いじめの定義

いじめ防止対策推進法によると、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等の一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

とされている。具体的ないじめの態様例は以下のようなものがある。

〇冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
〇仲間はずれ，集団による無視をされる
〇軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
〇ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
〇金品をたかられる
〇金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする

〇嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
〇パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているかどうかが、いじめ成立の判断条件であり、いじめた側の理由のいかんに関わらず、他者の心身に苦痛を与える行為は絶対に許されないということを確認する必要がある。

本校では、この点を確認し、いじめは「いじめた側」が 100%悪い、いかなる理由があろうともいじめは許される行為ではない、という認識で一切の指導・支援に毅然とした態度で臨むものとする。

また、いじめに対する指導・支援は、いじめられた生徒や保護者に対する支援を最優先に行うとともに、いじめた生徒に対する指導や、いじめた生徒が抱える問題や背景に対する支援を、必要に応じて外部機関とも連携しながら行うものとする。また、いじめが起きた集団を分析し、観衆や傍観者となっていた生徒たちへの働きかけや指導を行うなど、多角的な視野を持ちながら進めていくものとする。

３　いじめ防止のための組織

（１） 名称

いじめ・人権対策委員会

（２） 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、地域支援部長、養護教諭、当該学年主任

（３） 役割

ア　未然防止

〇　いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ　早期発見・事案対処

〇　いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

〇　いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

〇　いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

〇　いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ　学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

〇　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

〇　学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○　学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

４　年間計画

定例で毎月１回、いじめ・人権対策委員会を開催

４月・・・「学校いじめ防止基本方針」の HP への掲載
　　年度初めの職員会議等で教職員へ周知

５月・・・「第１回 いじめ等アンケート」配付【大型連休明け】

６月・・・学校運営協議会にて学校いじめ防止基本方針を説明

７月・・・保護者懇談（１年）
　　「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」配付
　　（年度末まで随時受付）

９月・・・「第２回 いじめ等アンケート」配付【夏季休業明け】

11 月・・・上半期いじめ状況調査（教育庁への報告）

12 月・・・保護者懇談（全学年）

１月・・・「第３回 いじめ等アンケート」配付【冬季休業明け】
　　保護者懇談（１・２年）

翌年

４月・・・前年度いじめ状況調査（教育庁への報告）

５　取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ・人権対策委員会は定例で毎月１回、開催する。また、いじめ事案が発生した場合には、その都度開催する。いじめ・人権対策委員会は年間計画を作成し、未然防止の取組の進捗状況の確認、いじめに発展するような人間関係等の把握、指導後の経過の確認などを行い、必要に応じて基本方針や計画の見直しを行う。

第２章　いじめ防止

１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

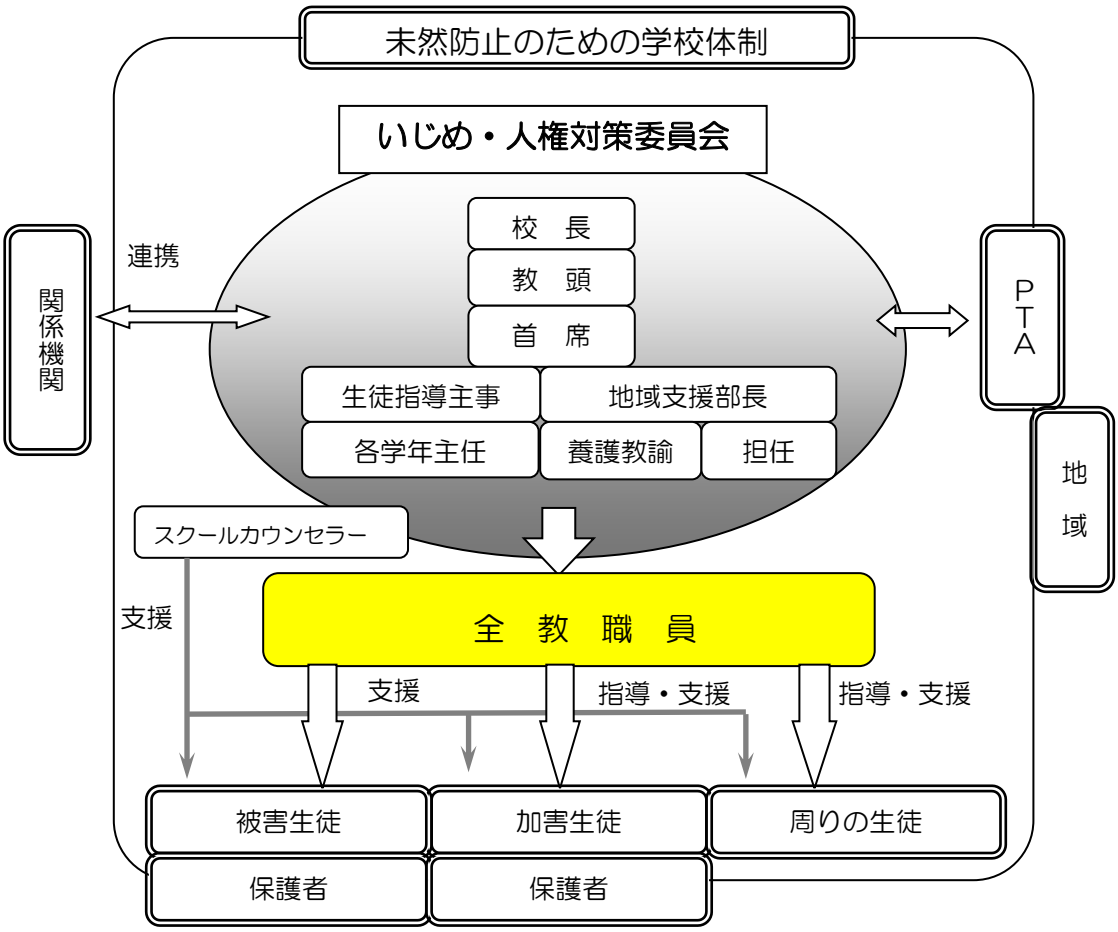

２　いじめ防止のための措置

（１）　平素から学校の教育活動すべての場面での生徒の様子の情報共有に勤め、わずかな生徒の変化や心の動きを見逃さないようにする。

連絡帳等を通して保護者との連携を密にし、家庭や学校外の生徒の様子も把握するように努める。

生徒に対しては、些細なことでも気軽に相談できるような窓口を設け、日常的な教師と生徒の信頼関係構築に努める。

（２）　いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのためには、担任を中心とした家族的な暖かさのあるクラス運営が可能となるよう全教員が生徒の集団づくりをサポートし、生徒会活動や部活動、学校行事とも積極的に連携を図りながら、他者理解や他者尊重、相互協力ができるように支援指導していくことが大切である。

（３）　いじめが生まれる背景を踏まえ、人権教育やキャリア教育とも関連付けながら、様々な違いや個性を生かしながら、お互いが支え合い、他者に貢献することのできる自立した人間に成長できるように、明確な指針を作成し、提示していく。（生徒六指針）

分かりやすい授業づくりを進めるために、様々な角度からの支援を工夫し、みんなが分かり、みんなが達成感を味わえる学習環境（学習のユニバーサルデザイン）を整える。

全員が自己実現できる学校をめざし、すべての教育活動において、様々な選択肢や自己決定の機会を設け、共に協力し、助け合いながら自己の目標を達成する喜びを味わえるようにする。
ストレスに適切に対処できる力を育むために、目標達成に向けてのプロセスの中で自己の感情を表現し合い、互いに励まし合いながら困難を乗り越えていく経験ができるようにする。そのためには、言葉の暴力やパワーハラスメントの根絶はもちろん、ポジティブな言語環境を作っていくことが大切である。

（４）自己有用感や自己肯定感をはぐくむためには、生徒が集団帰属意識を持つことのできる集団づくりが不可欠である。生徒にとって、教師や友達、すなわち場としての学校が安全基地となり、他者や社会への愛着形成につながるものとならなければならない。どの生徒も“なくてはならない大切なひとり”として尊重されるような集団指導・支援が大切である。

（５）生徒が自らいじめについて学び、取り組むためには、人権学習の充実が必要である。世の中に生起するいじめや人権侵害について、傍観者となるのではなく、自ら主体的に平和な社会を構成する一員として行動できるような学習機会を積極的につくらなければならない。

第３章　早期発見

１　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。そのためには、「これくらい大丈夫だろう」という安易な判断をせず、全教職員が些細なことでも積極的に生徒の情報を共有していく風土を大切にしていかなければならない。

２　いじめの早期発見のための措置

（１）　実態把握の方法として年３回「いじめ等アンケート」を行う。

（２）　保護者と連携して児童生徒を見守るため、連絡帳などのツールを介して、常に情報交換を行うと同時に、必要に応じて電話や家庭訪問、個別懇談などを実施していく。

（３）　生徒や保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、臨床心理士への相談ができる体制を整える。またクラスにおいては常に担任が生徒の状況を把握し、必要に応じて個別面談を実施する。

（４）　コーディネーターより、相談室（スカイルーム）の開放などの相談体制を広く周知する。年

間を通してランチタイム相談室を開放し、コーディネーターを中心とした相談員が随時生徒に寄り添える体制をつくる。学年会や学年主任連絡会などで常に生徒の情報共有を行い、未然防止の取組や相談業務が機能しているか常にチェックする。

（５） 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、個人情報保護や人権的な配慮の観点から常に慎重に扱うように努める。

第４章　いじめに対する考え方

１　基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因ー背景を把握し、指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を鑑みると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、（別添）「５つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

２　いじめ発見・通報を受けたときの対応

（1）いじめの疑いがある場合には、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適格に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

（2）明確ないじめ事象とは受け取れないささいな兆候や、いじめが疑われる行為等がある場合には、いじめ・人権対応委員会の招集を判断する組織として、学年指導会議をすみやかに開き、必要とされる校内対応について検討し校長へ報告・進言する。校長はいじめ・人権対応委員会の招集を指示する。

（3）教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（学年指導会議、いじめ・人権対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

（4）事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告する。

（5）被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

（6）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

３　いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ・人権対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、臨床心理士の協力を得て対応を行う。

４　いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

（1）速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

（2）事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

（3）いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて臨床心理士の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

５　いじめが起きた集団への働きかけ

（1）いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

（2）いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、臨床心理士とも連携する。体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

６　ネット上のいじめへの対応

（1）ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

（2）書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒•保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

（3）また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

７　「いじめ解消の定義」

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

（1）いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも３か月を目安）

（2）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第５章　その他

府立摂津支援学校との連携

同敷地内に併設された府立摂津支援学校との連携を深め、いじめの未然防止の取組や指導支援の協働を図る。